

## 訪問販売お断り

生駒市では、「生駒市消費者保護条例」を平成20年4月1日に施行しています。条例では、このステッカーを貼り“お断り”の意思表示をしているご家庭に対する事業者の訪問勧誘を規制しています。

訪問勧誘の“お断り”の意思表示をするステッカーです。

- 「消費者の意に反した勧誘」には、はっきりとした意思表示でお断りください。
- 意思表示には、このステッカーを郵便ポストなど、玄関付近にお貼りください。

